

海外経済要録

米州諸国

◇米国、短期証券の追加発行

財務省は7月20日、新たに10億ドルの短期証券を定例発行分に追加して発行する旨を発表した。これは、英国短期証券金利の上昇に伴い先物カバー・コスト調整後の米英短期証券金利差が7月16日現在0.51%方ロンドン・フエイバー(過去20ヵ月来最大の開き)となったため、短期国債の供給増加による短期金利の上昇を通じ、短資流出を阻止することを意図したものである。

その発行形式は10月15日から12月17日までの10週間に満期日が到来する10種の短期証券各1億ドルを一度に発行するという、いわゆるストリップ・ビル(strip of weekly Treasury Bills)の形をとっており、その結果上記期間中の毎週の満期到来額に1億ドルずつ上のせしたことになる。

同月24日に行なわれた入札結果は、応募額約21.5億ドル平均入札金利3.505%であった。

◇米国、国債の期限前借換え

財務省は、7月8日、残存期間が1～30ヵ月となった長期国債9銘柄417億ドル(うち市中保有分266億ドル)を対象とする期限前借換えを発表、7月13日から16日にかけて実施した。

基本的にはこれまでの期限前借換えと同じく、機会をとらえて国債の平均期間の短期化を防ぐことがねらいであるが、今回はとくに、前項のようなこ当分予想される短期金利操作のための短期債増発に備えてあらかじめ国債平均期限の延長をはかったものとみられる。

条件が比較的有利と受け取られたためもあって借換えは順調に行なわれ、市中保有額266億ドルの約35%(93億ドル)が借り換えられた。

借換えのため発行された国債の内訳は次のとおり。

償還期限	表面利率	応募者利回り	発行額
1969年10月1日	4%	4.06～4.09%	37億ドル
1973年11月15日	4½%	4.22～4.24%	44億ドル
1992年8月15日	4¾%	4.24～4.25%	12億ドル

◇米国、金利平衡税法案議会を通過

昨年7月18日ケネディ大統領の国際収支特別教書にお

いて発表された金利平衡税法案(38年8月号「要録」参照)は、1年余の議会審議を経た後さる8月19日上院本会議を通過し、大統領に送付された。

この間、昨年12月の下院歳入委員会では、米国の輸出増進と米国企業の海外進出促進のための非課税範囲拡大、カナダ経済への影響を緩和するための特例追加、商業銀行の対外貸付に関する報告義務など、かなり大幅な修正が加えられ(1月号「要録」参照)、さらに本年7月の上院財政委員会においては、財務省提案による32項目の技術的修正が可決された。次いでさる8月4日の上院本会議は一般の予想に反し、商業銀行の対外貸付に対する金利平衡税適用について大統領にスタンドバイ権限を付与すべしとのゴア議員(民主党、テネシー州選出)提出の修正案を可決した。上記スタンドバイ権限の内容は次のとおりである。

(1)イ、大統領が、通常の業務の遂行に伴う商業銀行の対外貸付が直接的または間接的に、本法の課税対象となる外国債務者債務の取得にとって代わり、金利平衡税の効果を損なっていると判断して命令を発したときは、

ロ、通常の商業銀行業務として行なわれる銀行の対外貸付その他の商業銀行取引に関する本法の適用除外規定を停止する。

ハ、1年以上3年未満の銀行貸付についてはその残存期間に応じ、債務の実額に以下の税率を課する(残存期間3年以上の銀行貸付に対しては、すでに本法に定められた税率が適用されることとなる)。

1年以上1½年未満	1.05%
1½年以上1¾年未満	1.30%
1¾年以上1½年未満	1.50%
1½年以上2¼年未満	1.85%
2¼年以上2¾年未満	2.30%
2¾年以上3年未満	2.75%

ニ、この大統領命令は一度発せられると本法が失効するまで(1965年末)有効となる。

(2) 銀行の対外貸付が次の条件を満たす場合には、大統領命令による本税の適用を除外される。

イ、大統領命令の発令前に実行された銀行貸付、および発令後に実行された貸付であっても1964年8月4日以前に約定が行なわれ、かつその条件に基づいて実行されるもの。

ロ、動産またはサービスの売却取引に関する銀行貸付の85%以上が米国からの輸出決済にあてられるものであって、しかもそれが商慣習にてらして妥当なものである場合。

ハ、米国銀行の海外支店が、外国通貨建預金の110%

の範囲内で外国通貨建貸付を行なう場合。

欧州諸国

◇ EEC理事会、当面の景気情勢を検討

7月29、30の両日開催されたEEC理事会は、委員会が提出した報告に基づき当面の景気情勢を検討した。

委員会の報告は、各国の明1965年度予算案が判明するまでは各国の安定化努力に対して総合的判断を下すのは早計であり、したがってこの報告も暫定的なものにすぎないことをことわったうえで、次の諸点を明らかにしている。

(1) 4月の理事会勧告の各国における実施状況

輸入自由化政策——概して良く守られている。

公共支出の抑制——大部分の国(とくにオランダ、イタリア)では本年中の増加率が5%を越えよう。中央政府の地方自治体に対する統制力が十分でない国ほど抑制が困難になりつつある。

市中銀行貸出——フランス、オランダでは時として規制を越え、ベルギーでは金融当局の要請に従っていない。

所得——西ドイツのみ本年中の所得の伸びは生産性の伸び以内に収まろうが、全体としては明65年中も所得の伸びは生産性の伸びを上回ろう。

建築部門——若干の対策にもかかわらず依然としてインフレ圧力の主因となっている。

イタリアに対する特別勧告——イタリア政府は金融面で若干の対策を実施し、これは即座に投資に対し影響を与えた。しかし現時点ではイタリア政府が勧告に全面的に従っているとはいえない。まず公共支出を大幅に削減するとともに増収を増加させるべきである。所得政策が効果的に実施に移されるかどうかという点について依然不安が残っている。

西ドイツに対する特別勧告——資本流入抑制・流出促進策は称賛すべき措置であるが、若干の分野とくに農産物輸入については対策が不十分である。

(2) 景気の見通し

物価——騰勢が鈍化しよう。

生産コスト——理事会勧告を厳密に守ったとしてようやく明1965年中に安定が達成されよう。生産コストの騰勢は、本年中はフランス、イタリアで若干鈍化しようが反面オランダでは強まっており、全体として弱まることはまずありえない。

域内貿易の不均衡——若干改善されるとみられる。

(3) 結論

各国の安定化努力はさしあたり成果をあげたが、対内

対外均衡をすみやかに回復するための諸条件はまだ整っていない。これは理事会勧告が十分実施に移されていないからであって、加盟国は明年中に均衡を達成するようさらに努力すべきである。とくに各国は公共支出抑制(地方公共団体の支出を抑制するに必要な行政力を確保するよう努力することが肝要)、増税、所得政策を推進すべきである。大部分の国では金融引締め政策を強化すべきであるが、ただイタリアは、必要な条件がすべて満たされたならば、投資の過度の減退を避けるため金融引締め政策を若干緩和することも考えてよからう。

安定化政策の実施は若干の成長鈍化(とくにイタリア)をもたらそうが、それでも本年の成長率(実質)は全体として4%を維持するであろう。いずれにせよ急速かつ均衡した経済成長を新たに実現するためには、一時的な成長鈍化も甘受すべきであるという点を、国民に周知徹底させることが必要である。

以上の委員会報告に対し各国代表は概して同意を示したが、若干の代表は委員会の批判を反駁し自国の経済政策を擁護した模様である。今回は新たな決定または勧告は行なわれず、今秋委員会がさる4月の勧告の実施状況とその結果に関する最終的報告をまとめ、理事会はこれに基づき4月の勧告を修正すべきか否か、また新たな勧告を追加すべきかどうかを決定することとなった。またそれまでに中期経済政策委員会が活動を開始する予定である。

なお、今回の理事会では、景気情勢のほかケネディ・ラウンド等の対外政策、共通農業政策等も検討される予定であったが、理事会の審議は当面最大の問題である景気情勢の検討にほとんど終始し、その他についてはオーストリアの準加盟問題を9月以降検討することを決定したにとどまった。

◇ EEC委員会、社会情勢に関する第7次年次報告発表

EEC委員会は8月中旬、EEC諸国の社会情勢に関する第7次年次報告を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 最近の各国工業部門における賃金の急激な上昇は、従来から顕著となっているインフレ傾向をますます激化させている。生産性が著しく上昇した部門で賃金がそれに応じて上昇した場合でも、かかる賃金の上昇は生産性が構造的に上昇しにくい部門にまで波及する傾向があり、その結果、賃金上昇は直接にインフレ的な性格をもつこととなる。しかも、このようにして創出された追加的購買力は、大部分が生産能力の弾力性が不十分な消費財部門に向かう結果、若干の品目については需給関係が

一段と悪化した。賃金上昇のほかにも、公共支出増、心理的あるいは投機的要因などがインフレの激化をもたらしたのは確かである。しかしインフレの波及形態が国によって異なるにせよ、これらの傾向は結局総体として生産性の上昇を上回る総生産コストの上昇をもたらした。したがって各国の対内対外均衡を現に破壊しもしくは破壊しつつあるのである。

このような性格のインフレが今後も継続すれば、これは生産能力を低下させ、かつ貿易収支を悪化させることによってまず完全雇用の維持を危くすることとなる。その意味でE E C諸国は経済的均衡のみならず社会的均衡の面でも危険にさらされているのである。

(2) かかる事態を未然に防止するための対策は、すでにさる4月、委員会が理事会に提案し決定をみたおとりである。中期経済政策の実施は、長期的観点から均衡を達成するのに貢献するであろう。また所得政策の遂行が肝要であることはいうまでもないが、この場合賃金のみを対象とすべきでなく、それ以外の所得に関しても考慮すべきである。

(3) E E Cの総人口は1963年中2百万人増加し、63年末には177.3百万人に達したが、増加分の%は自然増、%は域外からの移民流入によるものであった。就業人口(年平均)は71.7百万人(前年比0.7%増)で、増加テンポは年々鈍化している。産業別ではサービス業の増加がもっとも大きく、工業がこれに次ぎ、農業人口は引き続き減少している。1958年から1963年までの間に、全就業人口に占める俸給生活者数の割合は69%から72.3%に増加し、非俸給生活者数の割合は31%から26.8%に減少した。

協定最低賃金は1963年中、西ドイツ、ベネルックスで約6~7%、イタリアで15%上昇した。週平均労働時間は西ドイツおよびイタリアでも部分的に減少、ベネルックスでは変わらず、フランスでは増加した。

昨63年中の生計の上昇率は前年よりもかなり高く、ベルギー2.1%、ルクセンブルグ2.9%、西ドイツ3.1%、オランダ4.2%、フランス4.8%、イタリア7.5%のそれぞれ上昇となった。

(4) 昨年中の新規住宅建設戸数は1,400千戸を初めて越えた。国別には西ドイツ(570千戸)がもっとも多く、イタリア(400千戸)がこれに次いでいる。地価および建築費の引き続き上昇が公私の建設計画の実現を阻害している。

◇英国輸出評議会の設立

英国では、輸出促進をはかるため7月20日官民合同に

よる英国輸出評議会(British National Export Council)が設立された。本評議会は、政府の最高諮問機関として個別的な専門機関を統括し、総合的な立場から輸出促進の最高方針の決定および促進に貢献しようとするものである。本評議会は、政府のほか英国産業連合会(F B I)、英国経営者連盟(B E C)など経済団体および労組の各代表、学識経験者など20名で構成される。なお、本評議会の下部機関として、欧州、米国、カナダ、ラテン・アメリカ、中国および中東の各地域別専門委員会が設けられる(近くこのほか英連邦輸出委員会を設置する予定)。

今回の英国輸出評議会設立の趣旨は、本年上半期月平均輸出額(366百万ポンド)は昨年中月平均(353百万ポンド)比増加率は4%と、経済5ヵ年計画の目標率5%を下回ったこと、また、世界の工業製品貿易に占める英国のシェアが低下傾向にあること、などにかんがみ、改めて抜本的な輸出促進策の強化をはかろうとするものときていれる。

◇西ドイツ、中小企業基金の設立

西ドイツ商業銀行団は、7月9日、総額100百万マルクの中小企業基金を設立した。この基金は、主として中小企業の設備投資に伴う資金需要をまかなうことを目的としたものであり、当面 Industriekreditbank AG(上記商業銀行団の一員)により一括運用されることとなっている。同基金運用の概要は次のとおり。

- ①金利 6%
- ②融資期間 8年以内
- ③ 〃 金額 1件につき500千マルク以下
- ④償還 4年据置き、以後契約により定められる条件で償還

◇西ドイツ、労働力不足対策の提案

最近の西ドイツ労働市場は、失業者数112千人に対し求人数が662千人を記録するなど、とみにひっ迫してきているが、かかる労働力不足の緩和をねらい、政府はさる7月上旬一連のパート・タイム労働力の増強策を発表した。その骨子は次のとおり。

①健康保険料の支払免除の範囲拡大……現行法規では、月収65マルク以下でかつ労働時間年間3ヵ月以内のものは健康保険料の支払を免除されているが、これを用収137.5マルク以下、労働時間3ヵ月以内と改める。

②社会保険料の支払免除の範囲拡大……現行法規では、月収137.5マルク以下でかつ労働時間年間2ヵ月以内のものは社会保険料支払を免除されているが、これを

月収 137.5 マルク以下、労働時間 3 か月以内と改める。

③今後、健康・社会保険の双方につき、保険料支払の上記免除基準(月収、労働時間)をさらに引き上げることとする。

なお、同法案は目下労働省が成文を急いでおり、近く国会に上程される運びと伝えられる。

◇西ドイツ、対米二重課税防止協定の改訂

さる 7 月 21 日西ドイツ政府は、現行対米二重課税防止協定につき、下記の改訂を行なう旨米独両国が合意に達したことを明らかにした。すなわち、現行協定では、外国法人の株式配当につき米国で 30%、西ドイツで 25%、のそれぞれ資本収益税が課されていたものを、今後両国とも一律 15% に引き下げることとした。

今回の改訂の趣旨は、主として、在西ドイツ米国法人が在米親会社に配当を行なった場合、従来はそれが子会社に再投資されると否にかかわらず、一律 25% の収益税が課されていたが、今後は利潤再投資の場合に限り 25% の課税を行なう一方、その他の場合には 15% の課税にとどめるという点にある(ただし、再投資額が配当の 7.5% 以下の場合には 15%)。今回の措置は、本年 3 月政府の発表した外資対策(非居住者の国内確定利付証券保有に対し 25% の資本収益税を課す法案など、3 月号「要録」参照)の対象となっていなかった利潤再投資という形での外資流入を税制面から引き続き抑制する一方、配当という形での外資流出を相対的に促進しようとするものであり、この点西ドイツの外資対策強化の一環をなすものである。

◇西ドイツ、英国商業銀行との合併

さる 7 月下旬、英国マーチャント・バンク S. G. Warburg and Co., Ltd. (ロンドン所在)が西ドイツ商業銀行 Hans W. Peterson (フランクフルト所在)を吸収合併する措置が発表された。本件についてはすでに両国当局(英蘭銀行、ブンデスバンク、連邦信用監督局)が許可済みのことでもあり、きたる 9 月早々 S. G. Warburg and Co. (vormals Hans W. Peterson と呼ばれる)の名称の下に新銀行が発足するものとみられている。

なお、本合併措置については、もともと Warburg の創設者である S. G. Warburg が 1978 年当時すでに西ドイツハンブルグに銀行(M. M. Warburg and Co.)を開設していた(同行は第 1 次世界大戦中閉鎖)という特殊事情もあるが、本年初来英独両国商業銀行の国際的業務への関心がとみに高まりつつある折でもあり(1 月号「要録」参照)、そうした傾向の一つのあらわれとして注目

されている。

◇西ドイツ、企業の対外資本取引に関する報告義務強化の動き

西ドイツでは昨年来、ドイツチェ・バンク頭取アプス氏の国際信用調査機関設立構想など、企業の対外直接資本取引に関する情報蒐集への関心がとみに高まっているが(1 月号「要録」参照)、このほど(7 月下旬)明らかにされたところによると、政府、ブンデスバンクは対外経済法に基づく企業の対外資本取引に関する現行四半期ごとの報告義務を改め、今後毎月の報告義務(対ブンデスバンク)を課する意向である。

もともと、西ドイツでは、金融機関の与信・受信状況についてはブンデスバンク法第 12 条(毎月のバランス・シート報告)および信用制度監督法第 13 条(1 件 2 万マルクをこえる与信に関する個別報告)によりかなりよく把握されているが、他方企業の対外資本取引とくに受信状況については、対外経済法第 44 条(一般的対外取引に関する資料の徴求)の規定により、四半期ごとの報告だけがなされているにすぎなかった。今回は、これをさらに強化し(対外経済法施行令の改訂を伴う)、バランス・シート上の資産ないし負債が前四半期末において 100 千マルクをこえる企業に対し、今後毎月その対外資本取引につきブンデスバンクに報告することを義務づけようとするものである。

これにより、現在国際収支表上「誤差脱漏」(本年 1~3 月黒字 904 百万マルク、4~6 月黒字 582 百万マルク)として一括計上されてきた企業の対外直接資本取引につき、かなり詳細な情報が入手できるものとブンデスバンクではみている。

◇西ドイツ、鉄鋼会社の合併

かねてその成行きが注目されていた西ドイツ鉄鋼会社 Rheinische Stahlwerke と Henschel-Werke AG との合併交渉は、さる 8 月上旬、前者が後者の資本金(63 百万マルク)のうち 56.6% を取得することにより成立した(取得価格は株式額面の 175%)。なお、残りの 43.4% は米国 Morgan Guaranty Trust などが購入することとなっている。

本措置に伴い、Rheinische Stahlwerke は上記株式購入のほか、Henschel-Werke の既存債務肩替りなど、かなりの資金を投下するものと見込まれている。これは Rheinische Stahlwerke として、E E C 域内外における今後の競争激化に対処していくには、この際企業合併を通ずる大量生産ないしコスト低減をはかることが得策と

判断したことによるものとみられる。この点、今回の合併措置は、本年2月のThyssen-Hütte社とPhönix Rheinrohr社との合併に引き続き、鉄鋼関係企業の今後の動向を示唆するものとして注目されよう。

◇フランス、EEC域内自動車産業の投資協調の提案

さる7月29日、フランスのM.M. Maurice-Bokanowski工業相は、現下のEEC域内自動車産業の競争激化にかんがみ、今後業界の過剰投資を抑制することが急務である旨を力説して注目をひいた。これによると、①フランス国内だけをみても自動車生産台数はここ2年間年率19%近くも上伸しており、また本年1～6月実績(934千台)は昨年中実績(1,500千台)のすでに6割に達している、②さらに、最近巨額の設備投資の機会をうかがっている西ドイツ、フォルクスワーゲン社などの生産能力が増加すれば、近い将来EEC域内の自動車生産が過剰化することは不可避である、③したがって、この際EEC加盟国間の自動車企業が相互に設備投資を調整することが望ましい、とされている。

また、これとは別に、EEC域内の自動車業界には、各メーカーは特定車種の生産に専門化してそれぞれの市場を確保すべきだとする見解も出はじめており、とくに米国自動車メーカーとの競争も激化している折でもあり今後の動向が注目される。

◇フランス、特別準備率の引上げと直接貸出規制の延長

フランス銀行は7月29日、次の措置を決定した。

- (1) 特別準備率(coefficient de trésorerie)を8月以降36%に引き上げる(これは6月下旬34%から33%に引き下げられた後、7月中再び34%に引き上げられていたものである)。
- (2) 本年9月末で期限切れとなる市中銀行貸出に対する直接規制(3～9月間の貸出増加率を4.5%以内に押える)を、10月以降もさらに1年間継続し、増加限度を9月末残高の10%とする。

本措置の背景については「国別動向」参照。

◇イタリアの新経済政策

モロ内閣は、6月26日に総辞職した後ほぼ1か月を経た7月23日に第2次内閣として新発足したが、7月末、当面の経済情勢に対処するため一連の新経済政策を発表した。その具体内容は次のとおりである。

(1) 財政の緊縮

イ、本年下半期の財政支出については、次の3方針を基本線として実施する。

(イ)本年下半期中、原則として新規支出を行わない。
(ロ)もしすでに決定された支出計画に基づいて新規支出を行なう場合には、新たにその財源を確保するための措置(増税など)を講ずる。

(ハ)歳入の自然増は財政赤字の削減に振り向ける。

ロ、1965年度予算(本65年度から暦年制に改正)については、財政支出の増加率を国民所得の増加率の範囲内にとどめ、かついかなる場合にも増加率が5%を上回らないようにする。また同年度中の歳入の自然増加分も本年度におけると同様赤字の削減に振り向ける。

ハ、財政負担を軽減するため、とくに郵便、鉄道の2国営機関の予算について再検討を加え、業務機構の再編成および費用の増加に見合うだけの料金引上げを実施する。

ニ、地方公共団体に対し、財政赤字抑制策として次の2点を守らせる。

(イ)1964年度の支出を1963年度の限度内に押えること。

(ロ)財政赤字を減少させること。このため、

①歳入増加分は赤字の削減に振り向ける。

②市町村の財政負担を軽減するために、地方公共サービス機関の再編成および公共サービス料金の引上げを行なう。

③歳入の増加をはかるため、地方財政制度に関して若干の改革を実施する。

(2) 租税政策の強化

イ、直接税の引上げ

(イ)勤労所得(給与所得および自由業の所得)については年収4百万リラ以上10百万リラまでの高額所得に対して税率を8%から10%に引き上げ、10百万リラ以上の所得についてもこれに対応して税率を引き上げる。

(ロ)資本所得および企業所得についても、高額のものについては諸事情を考慮した上税率を引き上げる(ただし実際に課税の対象となる企業所得は、再投資に振り向けられた分を控除した残額とする)。

(ハ)総額10百万リラ以上をこえる所得については、補完所得税(総合所得に対する租税)を引き上げる。ただしこの引上げは、一定期間に限って実施する。

(ニ)高級住宅(別荘および高級アパートなど)の不動産税を引き上げる。

ロ、間接税の引上げ

(イ)食料品および肥料を除く全商品に対する取引高税を現行の3.3%から4%に引き上げる。

(ロ)高純度アルコール、シャンパン酒、レコード、装飾品等の消費税を引き上げる。

ハ、企業に対する税制上の優遇

(イ)設備の近代化および合理化を促進するために税制上の優遇措置を講ずる。

(ロ)企業所得のうち再投資に向けられた分については、所得税率を引き下げる。

(3)資本市場の育成

イ、投資信託法を整備し、大衆投資を刺激する。

ロ、保険会社に対し、現在は全く認められていない株式保有を認める。ただし投資を認められる株式の範囲は現在株式取引所に上場されている主要銘柄に限定する。

(4)企業の競争力を強化するため、現在企業が負担している社会保障年金などの社会保障負担金を一部軽減ないし廃止することを考慮する。

(5)建築活動を強化するために、財政支出による学校建築の促進および労働者による住宅購入を援助するための措置を考慮する。

◇ベルギー、物価抑制策を強化

7月末政府は、最近の物価上昇傾向に対処するため次の措置を採用することを決定した。

(1)商品価格を引き上げる際、事前に当局の認可を必要とするものの範囲(商品リスト)を拡大する。

(2)上記リストに含まれる商品については、原材料価格が上昇した場合および正当な(normal)賃金協定に基づいて賃上げが行なわれた場合に限り価格の引上げを認める。

上記措置は、最近実施されているインフレ対策(金融引締め政策および消費者信用規制の強化など。前月号「要録」参照)の効果がまだ十分浸透しておらず、物価の騰勢が依然鎮静化していないためにとられたものである。

ちなみに6月の卸売物価指数(1936~38年=100)は460.4と前年同月を5.6%上回っており、消費者物価指数(1953年=100)の前年同月比上昇率も6月の4.9%から7月には5.2%へと増大している。

◇オランダ、米銀行の進出

最近オランダでは、4大銀行が2行ごとにそれぞれ合併(6月号「要録」参照)するなど、商業銀行間の合併・業務提携の気運が高まっているが、これは①欧州経済統合進展に伴う企業資金需要の大型化、②金融機関相互間の競争激化等の動きを反映するものとみられている。こうした折、米国 Bank of America および First National City 両行が今春アムステルダム支店を開設するこ

ととなったのに引き続き、このほど Continental Bank International(預金規模世界15位の Continental Illinois National Bank and Trust Company of Chicago の子会社)はオランダの Nederlandse Overzee Bank の資本金の10%を取得した(購入価額は12百万ギルダー、購入価格は市場価格による)。今回の措置は、前記の一般的背景に加え、とくに米系有力銀行との間に業務上の関係を深めることにより、既存の南アフリカ向け中心の業務を欧米向け業務に切り替えていこうとするオランダ中小銀行の意向をあらわしたものと受け取られている。

◇オランダ、商業銀行の短期対外ポジション規制

オランダ銀行は、現下の国内インフレ抑制策の一環として、8月1日以降商業銀行の短期対外ポジション規制を実施することを決め、7月29日各商業銀行に通告した。これによると、今後商業銀行の月末対外負債は、同対外資産を5百万ギルダー上回る範囲内に押さなければならないこととなる(ギルダー建て、外貨建て双方の対外資産、負債を含む)。ただし、先物ポジションおよび対外長期投資・借入は適用対象外となっている。また、7月31日現在すでに短期対外ポジションが5百万ギルダーを上回る負債超過となっている銀行は、本年12月末までにそれを5百万ギルダー以内におさめるよう指示されている。

今回の措置は、昨年来の市中貸出規制(6月号「要録」参照)実施にもかかわらず、市中銀行の貸出態度が必ずしも鎮静化のきざしをみせていないことにかんがみ、今後は短期外資取入れによる国内流動性増加をも抑制していこうとするねらいをもつものである。

しかし、当面オランダ全商業銀行の短期対外ポジションは資産超過となっているので、本規制の効果は予防的ないし心理的なものにとどまるものとみられている。

◇スイス、不胎化証券の発行

スイス政府および国民銀行は、8月上旬、当面実施中の一連の景気抑制策(2月号「転換期に立つスイス金融政策」参照)を補完するため、225百万フラン相当の不胎化証券を発行し市中流動性の吸収をはかった。同時に、国民銀行は不胎化証券発行代り金をフラン建て米国財務省債務証券の購入にあて、他方米国FRBは取得フランを国民銀行に累積したドルの購入に充当するという、国際金融協力の線に沿った一連の取引も並行して実施された。なお、これらの取引のほか、国民銀行はさる6月中旬B I Sとの間に締結した金、イタリア・リラ、スワップにつき先物予約を実行した上、イタリア・リラ(128百

万里ラ)を取得したが、これを市中大銀行にスワップにより売却、90百万フランを市中から吸収した。この結果、今回の一連の操作により、市中は315百万フランを吸収されたこととなった。今回の不胎化証券発行は1960年9月(400百万フラン、金利1~1.25%、期間9~18か月)以来初めてのものであり、その概要は次のとおり。

- ①発行額 225百万フラン
 ②金利 1.75%(国民銀行負担)
 ③期間 3か月(ただし書替え可能)

今回の不胎化証券発行の特色は、①証券発行と同時に国民銀行の過剰ドル準備の削減という国際金融協力操作が並行して実施されたこと、②期間が3か月と前回の9~18か月に比しっそう短期化されていること、の2点にあるとみられる。この意味で、同証券発行による市中流動性吸収操作が、いっそう多角的なねらいをもつものとなり、また公開市場操作としてもいっそう弾力性をもつものとなったといえる。

◇デンマーク国民銀行の預金証書金利引上げ

デンマーク国民銀行は、1958年6月以降商業銀行および貯蓄銀行からの定期預金の受入れに代えて利付預金証書(期間91日)を市中(主として商業銀行)に売却し、これを市中流動性調節手段の一つとしているが、同銀行では、6月17日預金証書金利を4¼%から4¾%に引き上げた。

今回の措置は、さる6月11日の公定歩合引上げ(5½%→6½%)および居住者による新規外債起債の認可停止(6月号「要録」参照)に引き続き、最近の国内景気過熱化に対処して国内流動性のいっそうの削減を意図したものである。なお、今回の措置に関連して、商業銀行および貯蓄銀行では、次のとおり預金金利の引上げを実施した。

- 6か月物通知預金 5¼%→6¼%(従来の最高金利)
 3か月物通知預金 4¼%→5¼%
 普通預金 3%→3¾%

◇フィンランド、物価凍結令の延長

フィンランドでは、本年1月政令により、食料品、繊維、その他消費財および建築投資財の価格を昨年10月の水準に固定することを決め、本年1月以降6月末まで実施されていたところ(1月号「要録」参照)7月以降さらに9月末までこの措置を延長することとした。ただし、今回の延長にあたり価格凍結品目は、従来の国産品40品目、輸入品20品目より国産品14品目、輸入品8品目に削減することとした。これら残存品目は、現在同国で採用

されている賃金スライディング・スケールの基準となっている生計品のすべてを含んでいる。今回の措置は、物価上昇抑制に対する当局のきびしい態度を示すものとみられる。

アジアおよび大洋州諸国

◇対パキスタン債権国会議の開催

パキスタンの第2次5か年計画最終年度(1964年7月~1965年6月)に対する援助額を決める債権国会議が世銀主催の下に、7月16日、ワシントンで開催された。本会議では、パキスタンの要請が入れられ、援助総額は前年度比6百万ドル増の431百万ドル(うち日本30百万ドル)と決定、この結果第2次5か年計画全体に対する援助総額は約20億ドルに達することになった。

本年度の国別援助約束額を前年度と比較すると、西ドイツ、カナダ、フランスが増加、米国、英国、日本などは前年度並みとなっているのに対し、昨年新たに援助供与に参加したベルギーが援助供与を中止、また、オランダも削減している点が注目される。なお、上記援助に当たっては、各国とも引き続き援助条件の緩和に努めるほか、原材料不足から既存設備が十分に活用されていないパキスタンの現状にかんがみ援助約束額のうち2億ドルをノン・プロジェクト援助とすることになっている。

パキスタンの第2次5か年計画に対する援助約束額

(単位・百万ドル)

	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	合計
米 国	129.6	150	350	212.5	212.5	1,054.6
英 国	22.4	19.6	28	22.4	22.4	114.8
西 ド イ ツ	37.5	25	55	27.5	38.1	183.1
日 本	20	20	25	30	30	125
カ ナ ダ	19.8	18	20	19	23.6	100.4
フ ラ ン ス	0	10	15	7	10	42
ベ ル ギ ー	0	0	0	10	0	10
イ タ リ ア	0	0	0	10	10	20
オ ラ ン ダ	0	0	0	6.6	4.4	11
世銀・第2世銀	0	77.4	132	80	80	369.4
合 計	229.3	320	625	425	431	2,030.3

◇イラク、産業国有化を実施

イラク政府はかねてから国家社会主義の実現を標ぼうしていたが、7月14日、銀行をはじめ主要企業の国有化を次により実施した。

(1) 国有化の対象は、すべての商業銀行、保険会社のほか、主要商社、メーカーなど約50社(石油事業を除く同国主要企業の大部分)とし、これら企業の株主に対しては、補償国債(年利3%、期限15年)を交付する。

(2) 銀行を指導、監督する機関として銀行公団を新設する(金融政策は従来どおり中央銀行が行なう)。同公団は、中央銀行正副総裁、各銀行頭取によって構成される理事会が、これを運営する。

(3) 銀行を除く各企業を、業種別に設置される公社(Public Establishment)に統合、再編成し、新設の経済公団(Economic Organization)の統轄下におく。経済公団は首相直轄とし、公団総裁、経済関係閣僚、中央銀行総裁、各公社総裁によって構成される理事会がその運営に当たる。

なお、政府は、8月6日、国有化企業の小口株主の救済をはかるため、所有株式500ポンド以下の株主に対して、交付国債(総額5百万ポンド)の買上げを発表している。

◇ニュージーランドの1964/65年度予算案

ニュージーランド政府は、6月25日、1964/65年度(1964年4月~65年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案は、同国景気が上昇傾向を強めている現状を背景に、財政面からの景気刺激をさけようとする方針のもとに編成されている。すなわち、①歳入面では、これまで推進してきた減税をいっさい見送っていること、②社会福祉費をはじめとする歳出の増額(前年度比6%増)は歳入増加額の範囲内にとどめていること、③この結

ニュージーランドの1964/65年度予算案

(単位・百万NZポンド)

歳 入			歳 出		
	1963 /64 年度 予算	1964 /65 年度 予算		1963 /64 年度 予算	1964 /65 年度 予算
税 収	376	404	社会福祉	237	245
うち 所得税、			防 衛	31	36
社 会 保 障	243	266	産 業 開 発	26	25
関 税	42	39	行 政	42	48
販 売 税	29	33	国債元利払	52	57
そ の 他	59	64	そ の 他	51	56
小 計	435	468			
赤 字	4	1			
合 計	439	467	合 計	439	467

果、わずかながら黒字(1百万ポンド)。前年度は4百万ポンドの赤字)を計上していること、などがそれである。

なお政府は、本予算案のなかで、これまで免税とされていた非居住者に支払われる配当、利子等について、居住者との均衡をはかる趣旨から、今後15~30%の源泉課税を行なう方針を明らかにしている。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連、1964年上半年期(1~6月)の工業生産実績

ソ連中央統計局の発表(7月23日)によれば、本年上半期(1~6月)の工業生産増加率および主要物資生産高の実績は次のとおりである。

工 業 生 産 増 加 率

(前年比増(%), カッコ内は年間目標)

	1961年	1962年	1963年	1964年	
				1~6月の年 間 昨年同 期比	年 間 目 標
工業総生産	9(8.8)	9.5(8.1)	8.5(8.0)	7.5	(8.4)
うち化学工業	14	15	16	14	(16)
鉄・非鉄冶金	10	9	9	8	
機械製作	16	15	13	11	
軽工業	5	4	2	2	
食品工業	7	9	5		
労働生産性	4(6)	6(5.6)	5(5.6)	4	(4.6)

主 要 物 資 生 産 高

	単 位	1964年 1~6月 生産高	昨年同 期比 増 減(%)
化学肥料	(百万トン)	11.6	24
化学繊維	(千 トン)	173	15
粗 銅	(百万トン)	41.9	6
石 油	(〃)	109	9
電 力	(十 億 kwh)	223	11
工 作 機 械	(千 台)	89.4	- 1
トラクタ	(〃)	157	- 1
穀物コンバイン	(〃)	41.8	0.3
綿 織 物	(十億平方m)	2.6	5
毛 織 物	(百万平方m)	229	2
テ レ ビ	(百 万 台)	1.4	19
冷 蔵 庫	(千 台)	533	20
洗 たく 機	(百 万 台)	1.4	27
食 肉	(百 万 トン)	1.4	-18
パ タ ー	(千 トン)	325	- 3
乳 製 品	(百 万 トン)	5	4

◇東ドイツにおける新銀行券の発行と通貨単位の呼称変更

東ドイツ当局は、8月1日新銀行券を発行するとともに、その通貨単位の呼称を従来の「ドイツノーテンバンク・ドイツマルク」から「ドイツノーテンバンク・マルク」に変更した。新たに発行された銀行券の額面は従来と同様5、10、20、50、100マルクの5種類で、旧銀行

券はこれら新券と本年11月30日までに等価で引き替えられることとなっている。この措置の実施の理由については明らかでないが、その様式の変更と通貨単位の呼称を簡略化するために採られたものであるとみられており、この点当局も通貨改革を行なう目的でなされたものでないと、言明している。

〔参 考〕

米国銀行の対外長・短期債権残高

(単位・百万ドル)

期	長・短期総額	短 期 債 権										長 期 債 権								
		合 計	ド ル 建									合 計	ド ル 建							
			計	貸 付			取立未済	外人勘定引受手	勘定引受形	その他	外貨建		合 計	貸付	その他	外貨建				
				公的(1)機関	銀行	その他														
1963年																				
1月	7,101	4,952	4,429	322	845	649	637	1,976	523	2,149						
2	7,202	5,080	4,534	293	853	662	684	2,041	546	2,122						
3	7,248	5,115	4,541	255	850	671	708	2,057	575	2,133						
4	7,491	5,306	4,713	236	824	686	731	2,235	594	2,185						
5	7,724	5,345	4,751	171	790	680	742	2,051	316	595	2,379	2,345	33	*						
6	7,925	5,529	4,838	142	869	695	734	2,031	367	692	2,396	2,361	35	*						
7	7,900	5,469	4,833	136	827	708	741	2,040	381	636	2,431	2,395	36	*						
8	7,906	5,434	4,803	166	876	717	734	1,961	349	631	2,472	2,433	39	*						
9	7,945	5,435	4,834	177	840	719	758	2,030	310	602	2,510	2,469	41	*						
10	8,078	5,568	4,877	153	852	724	773	2,034	341	691	2,510	2,468	39	2						
11	8,314	5,735	5,100	201	961	754	801	2,040	344	636	2,579	2,541	36	2						
12	8,920	5,915	5,291	186	955	776	832	2,203	340	624	3,005	2,786	217	2						
1964年																				
1月	9,132	6,084	5,442	191	1,037	798	863	2,236	317	642	3,048	2,829	217	2						
2	9,310	6,201	5,562	164	1,090	805	891	2,313	300	638	3,109	2,891	217	2						
3	9,547	6,323	5,666	150	1,083	823	932	2,380	298	658	3,224	3,008	215	1						
(P) 4	9,707	6,456	5,761	140	1,113	860	942	2,368	339	694	3,251	3,039	212	1						
(P) 5	9,789	6,512	5,794	140	1,153	868	934	2,359	340	718	3,277	3,064	212	1						

注 (1) … 中央銀行を含む

(2) … 4月まで引受手形残を含む

(P) … 暫定 * … 50万ドル未満

資料：連邦準備制度理事会月報